

# 今治看護専門学校学則

専門課程第一看護学科  
専門課程第二看護学科  
高等課程准看護科

## 第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人今治市医師会立今治看護専門学校（以下「本校」という。）は、看護師、准看護師の養成機関として、看護師、准看護師に必要な専門的知識、技術の教育を行うとともに、教養を高め、豊かな人間性を培い、地域社会に幅広く貢献し得る人材を育成する。

(名称及び位置)

第2条 本校は、今治看護専門学校と称し、愛媛県今治市東門町4丁目3番16号に置く。

(課程、学科、入学定員、総定員、修業年限、在学年限)

第3条 本校の課程、学科、入学定員、総定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課程	学科	入学定員(人)	学級数(学級)	総定員(人)	修業年限(年)
専門課程	第一看護学科 (看護師3年課程)	80	2	240	3
専門課程	第二看護学科 (看護師2年課程)	40	1	80	2
高等課程	准看護科	40	1	80	2

2 在学年限は、第一看護学科にあつては6年を、第二看護学科にあつては4年を、准看護科にあつては4年を、それぞれ超えて在学することはできない。

3 第一看護学科及び第二看護学科に在学する者は、学生と称し、准看護科に在学する者は、生徒と称する。

## 第2章 学年、学期、休業日及び休暇

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

(1) 第一看護学科

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(2) 第二看護学科・准看護科

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(休暇)

第6条 休暇は、次のとおりとする。

学 科	春季休暇	夏季休暇	冬季休暇
第一看護学科	3月17日～ 4月 7日	7月24日～ 8月31日	12月24日～ 1月 7日
第二看護学科	3月24日～ 4月 7日	8月 1日～ 8月31日	12月24日～ 1月 7日
准看護科	3月17日～ 4月 7日	8月 1日～ 8月31日	12月24日～ 1月 7日

2 学校長は、特別に必要ながあると認めるときは、前条に規定する休業日及び前項に規定する休暇を変更することができる。

### 第3章 教育課程、単位及び成績評価

(教育課程)

第7条 教育課程は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第8条 第一・第二看護学科の授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、次のように定める。

- (1) 講義、演習：1単位につき15時間から30時間まで
- (2) 実験、実習及び実技：1単位につき30時間から45時間まで
- (3) 臨地実習：1単位につき45時間

(学修評価)

第9条 学修評価は、学科試験及び実習評価によって定める。

2 学校長は、第7条別表に掲げる科目の講義について、学科試験を行う。

- (1) 第一・第二看護学科 試験は、随時試験とし、当該科目を終了したときに行う。
- (2) 准看護科 試験は、随時試験及び卒業試験とし、随時試験は当該科目を終了したときに、卒業試験は最終学年の終りに行う。

3 学校長は、やむを得ない理由により学科試験を受けることができない学生・生徒には、追試験を受けさせることができる。

4 学科試験及び実習の評価は、1科目につき100点を満点とし、60点以上を及第とする。

5 学校長は、学科試験及び実習の成績が及第点に達しない学生・生徒には、再試験を行うことができる。

(単位・時間数の認定)

第10条 第一・第二看護学科 単位の認定は、講義・実習等に必要な単位数を履修しているとともに、当該科目の試験に合格していることを確認して行う。

2 准看護科 時間数の認定は、講義・実習等に必要な時間数以上履修しているとともに、当該科目の試験に合格していることを確認して行う。

3 一の授業科目に係る出席時間数が所定の時間数の3分の2に達しない学生・生徒は、当該授業科目については、学修の評価を受けることができない。

4 前3項に定めるもののほか、単位・時間数の認定に関し必要な事項は、学校長が定める。

(入学前の既修得科目の認定)

第11条 学校長は、第一・第二看護学科の入学者のうち、本校入学前に他の学校等において履修した科目を有する者について、当該科目の教育内容が本校の教育内容に相当すると認められるときは、当該科目に相当する科目を本校において履修したものとみなすことができる。

## 第4章 入学、休学、退学等

(入学時期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第13条 本校に入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 第一看護学科 学校教育法第90条第1項の規定に該当する者
- (2) 第二看護学科 次の1に該当する者
  - ア 保健師助産師看護師法（以下「保助看法」という。）第8条の規定により免許取得後3年以上業務に従事した准看護師
  - イ 学校教育法第1条に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師
  - ウ 学校教育法第90条第1項に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格している准看護師
- (3) 准看護科 学校教育法第57条又は同法第90条第1項の規定に該当する者

(入学の方法)

第14条 入学の方法は、第一・第二看護学科は一般入学又は推薦入学、准看護科は一般入学とする。

(入学試験等)

第15条 入学志願者は、募集期間内に次の各号に掲げる本校所定の書類に第29条第1項に規定する受験料を添えて学校長に提出しなければならない。

- (1) 第一看護学科
  - ア 入学願書（様式1）
  - イ 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書（又は卒業見込証明書）、成績証明書、内申書
  - ウ 大学入学資格検定に合格した者にあつては、大学入学資格検定合格証明書
- (2) 第二看護学科
  - ア 入学願書（様式1）
  - イ 准看護師免許証の写
  - ウ 保助看法第22条第1号の学校又は同法同条第2号の准看護師養成所の成績証明書及び内申書
  - エ 第13条第2号アに該当する者にあつては、准看護師の業務に従事した事実を証明する施設長の就業証明書
  - オ 第13条第2号イに該当する者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
  - カ 第13条第2号ウに該当する者にあつては、大学入学資格検定合格証明書
- (3) 准看護科
  - ア 入学願書（様式1）
  - イ 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書（又は卒業見込証明書）、成績証明書、内申書  
ただし、中学校が最終学校の者は、中学校の卒業証明書（又は卒業見込証明書）、成績証明書、内申書
  - ウ 大学入学資格検定に合格した者にあつては、大学入学資格検定合格証明書

2 学校長は、入学志願者に次の試験を行い、入学を決定する。

(1) 学科試験

(2) 面接試験

ただし、第一看護学科にあつては出身高等学校又は中等教育学校の校長の推薦がある者には、また第二看護学科にあつては出身准看護師学校養成所の校長の推薦がある者には、学科試験の一部を免除することがある。推薦基準は、別に定める。

3 入学の許可は、学校長が行う。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、学校長が指定する期日までに、父母又はその親族1人及び保証人1人（以下「保証人等」という。）と連署した誓約書（様式2）並びに学校長が定める書類及び第29条第2項に規定する入学金を添えて提出しなければならない。

2 学校長は、前条第3項の規定により入学を許可された者が前項の入学手続きをしないときは、当該入学の許可を取り消すことができる。

(保証人等)

第17条 保証人等は、独立した生計を営む成年者で、当該学生・生徒の一身上に関する責任を負うことができる者でなければならない。

2 学生・生徒は、保証人等に事故又は異動があった場合は、ただちに他の保証人等を定め、学校長に届け出なければならない。

(転入学)

第18条 学校長は、本校に転入学を希望する者（以下「転入学志願者」という。）がある場合は、欠員があるときに限り、転入学を許可することができる。

2 転入学志願者は、転入学許可申請書（様式3）に学校長が定める書類を添えて、学校長に提出しなければならない。

3 第16条の規定は、第1項の規定により転入学を許可された者（以下「転入学者」という。）について準用する。

4 転入学者の既に履修した授業科目及び修得した単位数・時間数の取扱い並びに修業すべき年数については、学校長が決定する。

(休学)

第19条 学生・生徒は、病気その他やむを得ない理由により3か月以上就学できないときは、保証人等と連署の休学願（様式4）を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者については、学校長は更に1年の期間延長を許可することができる。

3 前項の休学期間は、在学期間に算入しない。

4 学校長は、病気その他の理由により、就学することが不相当と認められる者に対して休学を命ずることができる。

(復学)

第20条 前条の規定により休学した学生・生徒は、復学しようとするときは、保証人等と連署の復学願（様式5）を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(転学)

第21条 学生・生徒は、他の看護師養成所等に転学しようとするときは、その理由を記載した保証人等と連署の転学許可申請書（様式6）を学校長に提出し、許可を得なければならない。

(退学)

第22条 学生・生徒は、退学しようとするときは、その事由を詳記し、保証人等と連署の退学願（様式7）を学校長に提出し、許可を得なければならない。

2 学校長は、学生・生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定によらず、退学させることができる。

(1) 第3条第2項の在学期間を超えたとき。

(2) 第19条第2項の休学期間を超えたとき。

(3) 長期にわたり行方不明のとき。

## 第5章 卒業

(卒業の認定)

第23条 卒業の認定は、次のとおりとする。

(1) 第一看護学科 学校長は、3年（第18条第1項の規定により入学した者については、同条第4項の規定により定められた修業すべき年数）以上在学し、別表1に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数（学校長が定める欠席の日数を除く。）が出席すべき日数の3分の1を超える者については、この限りでない。

(2) 第二看護学科 学校長は、2年（第18条第1項の規定により入学した者については、同条第4項の規定により定められた修業すべき年数）以上在学し、別表2に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数（学校長が定める欠席の日数を除く。）が出席すべき日数の3分

の1を超える者については、この限りでない。

- (3) 准看護科 学校長は、2年（第18条第1項の規定により入学した者については、同条第4項の規定により定められた修業すべき年数）以上在学し、別表3に定める時間数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数（学校長が定める欠席の日数を除く。）が出席すべき日数の3分の1を超える者については、この限りでない。

（卒業証書）

第24条 卒業証書の授与は次のとおりとする。

- (1) 第一・第二看護学科 学校長は、卒業の認定をした学生に対し、卒業証書（専門士の称号を含む。様式8-1、2）を授与する。  
(2) 准看護科 学校長は、卒業の認定をした生徒に対し、卒業証書（様式8-3）を授与する。

## 第6章 教職員及び組織

（教職員）

第25条 本校に、学校長、副校長、教務主任、専任教員、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教職員の業務の内容は、今治看護専門学校校務分掌規程の定めるところによる。

（組織）

第26条 本校の組織は次のとおりとする。

(1) 第一看護学科・第二看護学科・准看護科共通

ア 学校長	1人
イ 副校長	1人
ウ 事務長	1人
エ 健康管理医	1人以上
オ カウンセラー	1人以上
カ 司書	1人以上

(2) 第一看護学科

ア 教務主任	1人以上
イ 専任教員	10人以上
ウ 実習調整者	1人
エ 実習指導者	若干名
オ 講師	40人程度
カ 事務職員	1人以上

(3) 第二看護学科

ア 教務主任	1人
イ 専任教員	5人以上
ウ 実習調整者	1人
エ 実習指導者	若干名
オ 講師	40人程度
カ 事務職員	1人以上

(4) 准看護科

ア 教務主任	1人
イ 専任教員	3人以上
ウ 実習調整者	1人
エ 実習指導者	若干名
オ 講師	40人程度
カ 事務職員	1人以上

## 第7章 会議

(学校運営委員会等)

第27条 本校に、学校運営に関する重要事項を審議するため、学校運営委員会等を置く。

2 前項に規定する会議は、別に定める。

## 第8章 健康管理

(健康管理)

第28条 学校長は、学生・生徒の健康を保持するため、次の健康診断を実施する。

(1) 定期健康診断 年1回

(2) 健康管理上必要と認められるとき。

2 学校長は、学生・生徒に対し、必要と認めるときは治療を指示し、又は出席を停止させることができる。

3 前2項に定めるもののほか、学生・生徒の健康管理に関し必要な事項は、学校長が定める。

## 第9章 学校納入金

(受験料、入学金及び授業料等)

第29条 本校を受験する者は、受験料を納入しなければならない。

2 本校に入学を許可された者は、入学金を納入しなければならない。

3 学生・生徒は、授業料、養成施設費及び教育実習費を納入しなければならない。

4 受験料、入学金、授業料、養成施設費及び教育実習費については、別に定める。

5 既納の入学金、授業料、養成施設費及び教育実習費は、返還しない。

## 第10章 賞罰

(表彰)

第30条 学校長は、品行方正で学業成績優秀であると認める学生・生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第31条 学校長は、次の各号の1に該当する学生・生徒に対して、訓戒、謹慎、停学又は退学を命じることができる。

(1) 正当な理由なく欠席が長期にわたる者

(2) 成績向上の見込みがないと認められる者

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(4) 正当な理由なく授業料を納入しない者

(5) 本校の秩序を乱し、その他学生・生徒としての本分に反する者

## 第11章 雑則

(委任)

第32条 この学則に定めるもののほか、本校の管理及び運営に関し必要な事項は、学校長が第27条に規定する学校運営委員会の意見を聴いて定める。

## 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

この学則は、令和元年8月1日から施行する。  
この学則は、令和2年4月1日から施行する。